

平成 25 年度土庄町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び土庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年土庄町条例第 10 号）第 4 条の規定に基づき、平成 25 年度の土庄町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 26 年 10 月 31 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は、公開平等の競争試験又は選考により実施しています。

職員数については、平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間で 11 人の削減を達成しましたが、今後も引き続き定員の適正化に取り組むこととしています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 25 年度）

区分	任用	退職		
	採用	定年	勸奨	自己都合・その他
一般行政職	5 人	4 人	0 人	2 人
技能労務職	2 人	4 人	0 人	0 人
福祉職	1 人	0 人	1 人	0 人
教育職	3 人	0 人	0 人	1 人
企業職	1 人	0 人	0 人	0 人
医師職	2 人	0 人	0 人	3 人
医療技術職	0 人	0 人	2 人	0 人
看護保健師職	6 人	3 人	0 人	3 人
計	20 人	11 人	3 人	9 人

(2) 採用試験の実施状況（平成 25 年度）

試験の種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒業程度	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験	一般行政事務、 社会福祉士、土木技術
	短大卒業程度	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験	保育士
	高校卒業程度	1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験	看護師、言語聴覚士、 理学・作業療法士、臨床検査技師
		筆記試験 口述試験	介護支援専門員

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法であり、選考とは特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法である。

(3) 採用者数（平成 25 年度）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	大学卒業程度	一般行政事務	38 人	6 人
		社会福祉士	1 人	0 人
		土木技術	5 人	2 人
	短大卒業程度	保育士	17 人	4 人
	高校卒業程度	介護支援専門員	1 人	1 人
		看護師	1 人	1 人
		言語聴覚士	1 人	1 人
		理学・作業療法士	5 人	1 人
		臨床検査技師	3 人	0 人

2 職員数

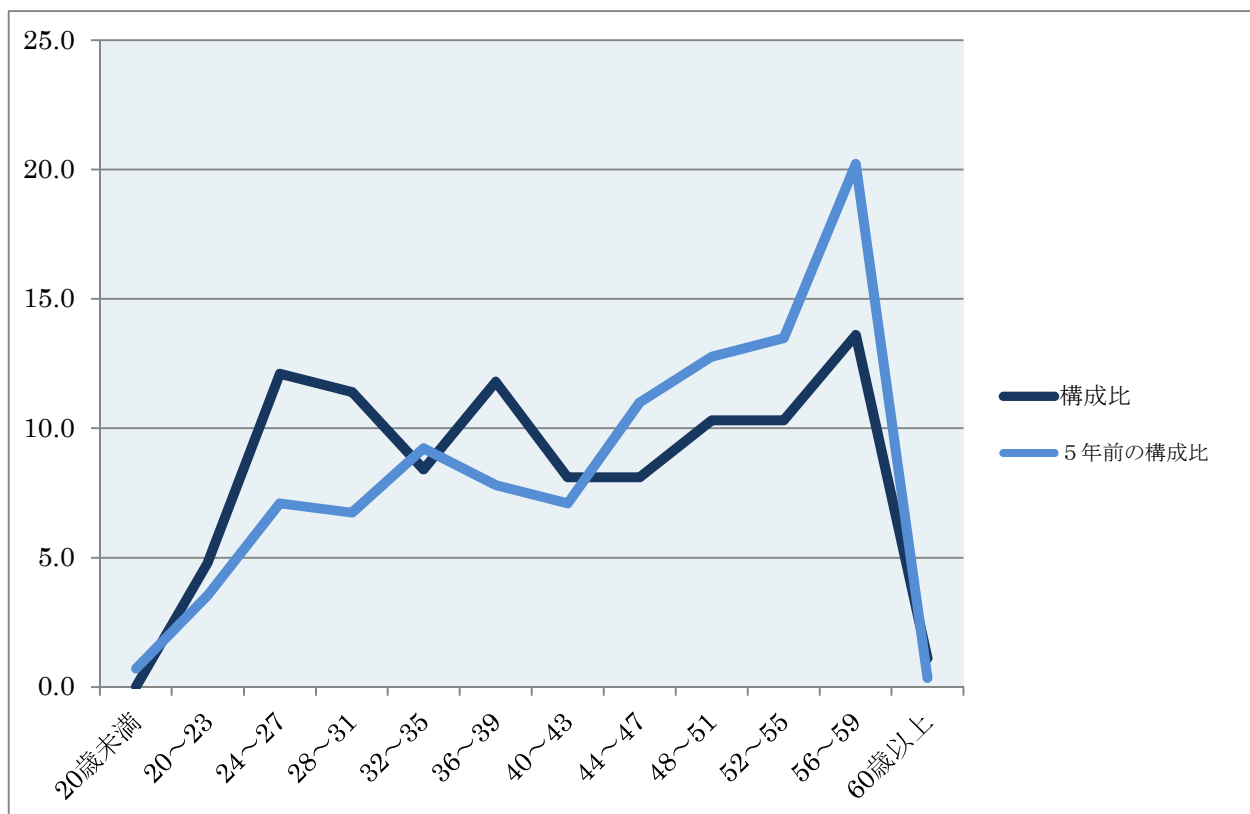
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3人	3人	0人	欠員不補充
		総務企画	24人	25人	△1人	
		税 務	8人	8人	0人	
		民 生	25人	26人	△1人	
		衛 生	14人	15人	△1人	
農林水産		9人	9人	0人		
商 工		5人	4人	1人		
土 木		8人	8人	0人		
	計	96人	98人	△2人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.35人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数6.93人)	
	教育部門	37人	37人	0人		
	小 計	133人	135人	△2人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.80人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数8.84人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	7人	8人	△1人	欠員不補充 人員補充による職員増
		病 院	106人	101人	5人	
		そ の 他	26人	26人	0人	
	小 計	139人	135人	4人		
合 計			272人 [316人]	270人 [316人]	2人 [0人]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 18.00人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	33人	31人	23人	32人	22人	22人	28人	28人	37人	3人	272人

(3) 職員数の推移

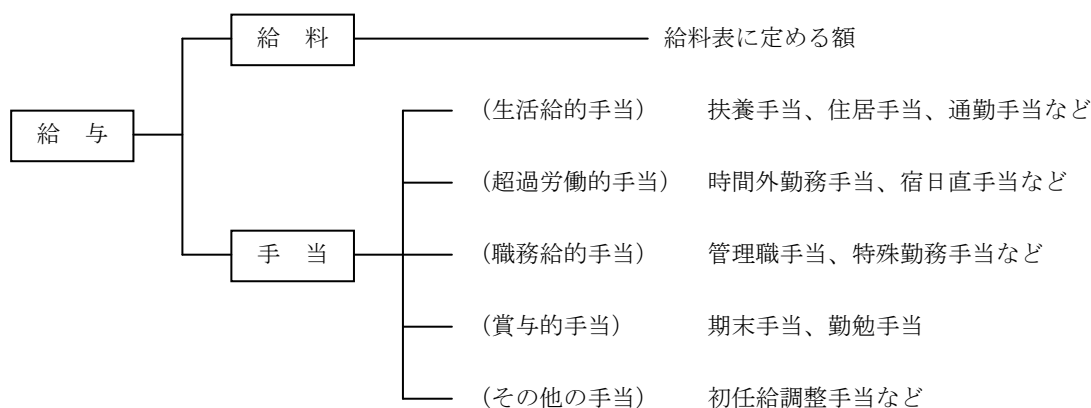
部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	112人	109人	109人	103人	98人	96人	△16人(△14.3%)
教育	47人	45人	43人	42人	37人	37人	△10人(△21.3%)
普通会計計	159人	154人	152人	145人	135人	133人	△26人(△16.4%)
公営企業等会計計	123人	123人	118人	122人	135人	139人	16人(13.0%)
総合計	282人	277人	270人	267人	270人	272人	△10人(△3.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長を含む）。

II 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第3項及び第6項）。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）（人口は平成26年3月31日現在）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	<参考> 平成24年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 25年度	15,110	7,559,030	599,686	1,137,603	15.05	19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 25年度	132	444,010	60,979	156,315	661,304	5,010	5,612

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

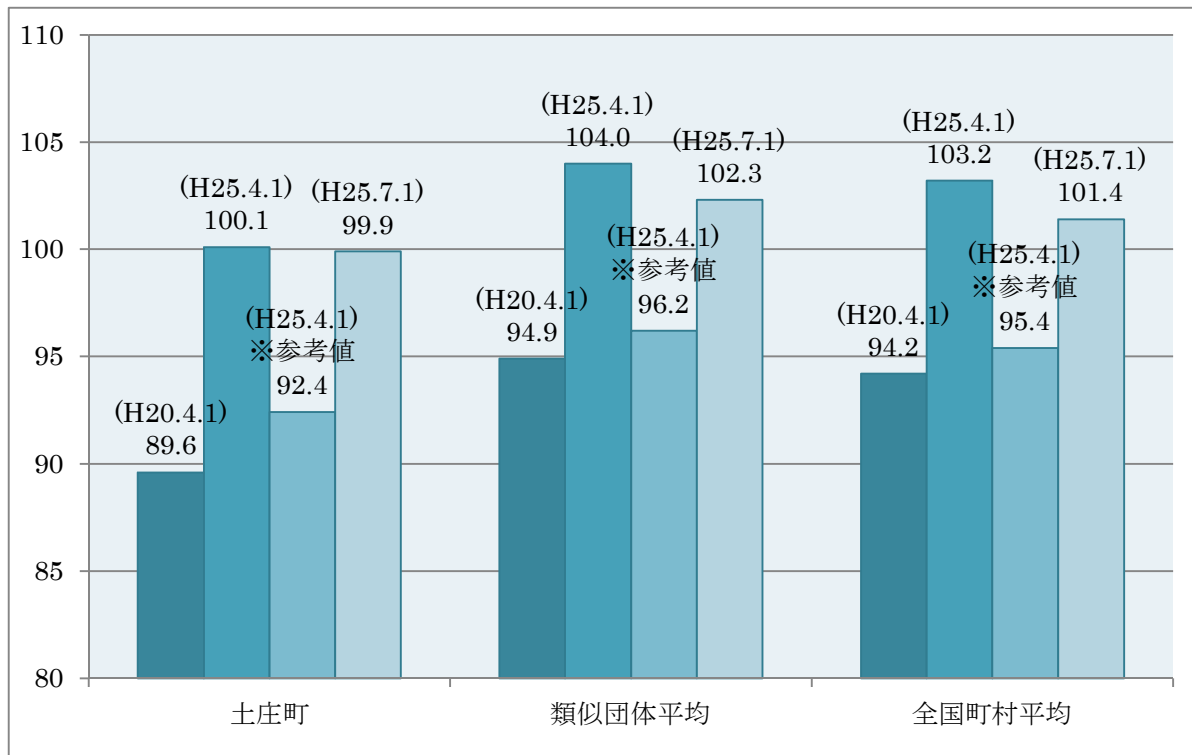
(3) 特記事項

（給与減額の状況）

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	国と同等以上に給与水準が抑制されていると判断しているため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 実施せず	
(手当) 実施せず	

(その他) 一般行政職給料表の適用を受ける職員について、職務に応じた級区分をより明確にするため、級別職務分類表を改正し、課長・事務長・事務局長・参事を6級区分、課長補佐・事務次長・保健師長を5級区分、副主幹・副保健師長を4級区分とし、5級区分であった主幹を廃止した。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 参考値とは、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土庄町	38.8歳	283,300円	318,553円	305,870円
香川県	44.5歳	342,719円	409,935円	363,436円
国	43.1歳	307,220円 (332,446)円	—	376,257円 (405,463)円
類似団体	42.5歳	316,601円	361,874円	342,511円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土庄町	51.7歳	264,300円	309,146円	273,011円
うち清掃職員	56.2歳	332,700円	433,433円	348,033円
うち用務員	56.9歳	292,700円	296,500円	292,700円
香川県	53.4歳	342,454円	369,776円	352,058円
国	49.9歳	272,119円 (286,850)円	—	309,534円 (325,400)円
類似団体	48.8歳	288,301円	310,962円	299,756円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
土庄町	39.4歳	273,000円	289,765円
香川県	45.4歳	381,887円	415,181円
類似団体	41.5歳	302,044円	323,362円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		土 庄 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	163,987円 (172,200)円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	133,418円 (140,100)円
技能労務職	高 校 卒	140,100円	133,100円	—
	中 学 卒	126,800円	125,400円	—
教 育 職	大 学 卒	172,200円	199,700円	—
	高 校 卒	140,100円	154,900円	—

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	244,966 円	323,480 円	377,700 円	392,669 円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
教 育 職	短 大 卒	—	—	—	—

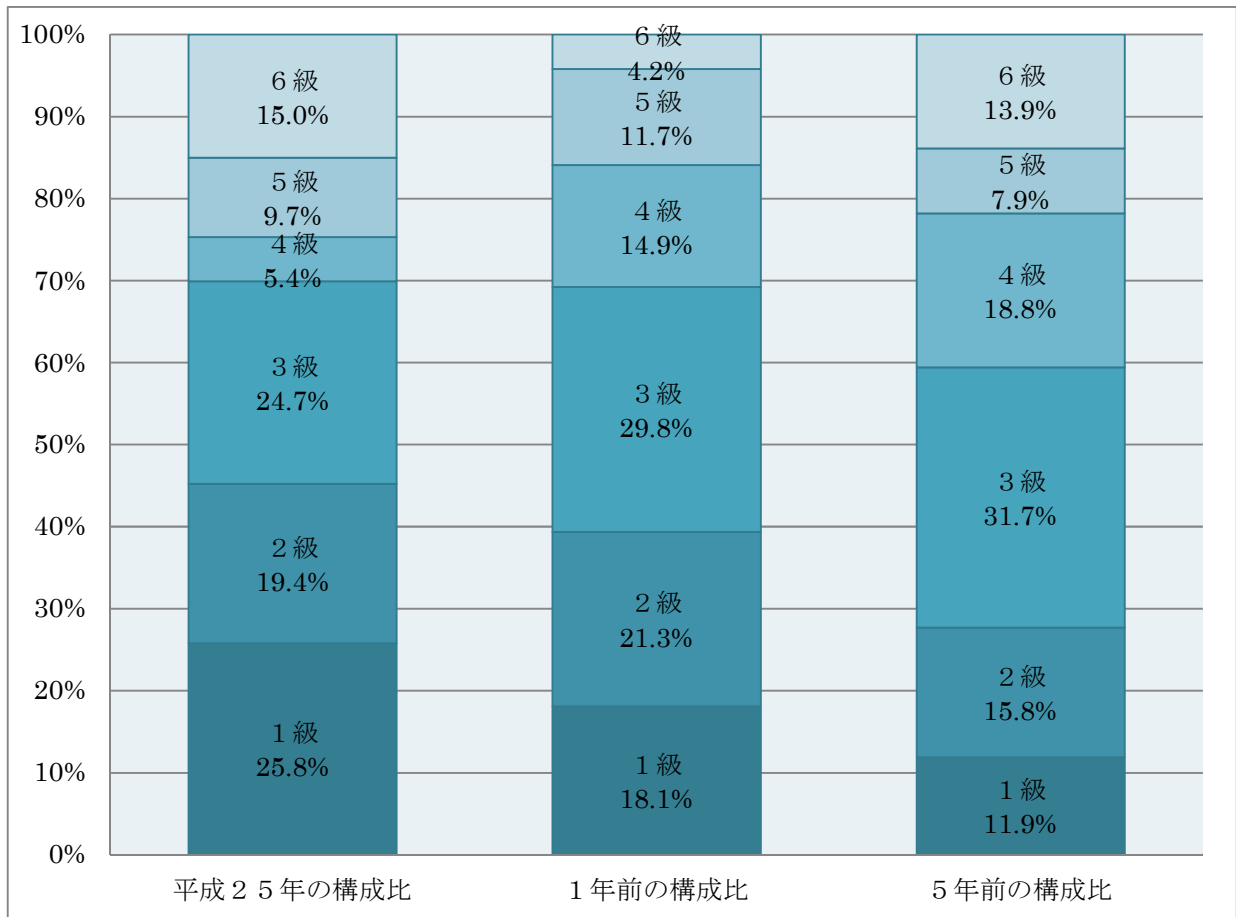
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	24 人	25.8%	135,600 円	243,700 円
2 級	主任主事、主任技師	18 人	19.4%	185,800 円	307,800 円
3 級	係長	23 人	24.7%	222,900 円	354,700 円
4 級	副主幹	5 人	5.4%	261,900 円	388,300 円
5 級	課長補佐	9 人	9.7%	289,200 円	400,600 円
6 級	課長	14 人	15.0%	320,600 円	422,600 円

(注) 1 土庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 25 年に級別職務分類表を改正（旧級別職務分類表の 6 級、5 級及び 4 級の職務を明確化）。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第 40 条の規定に基づき、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の考課期間とする勤務成績評定（人事考課）を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

土 庄 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,212千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,584千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (-)月分 (-)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

土 庄 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たりの平均支給額 16,655千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		1,587千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		264,450円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)		4.55%		
手当の種類 (手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	0千円	1件につき 1,000円
行旅病死等収容作業従事手当	行旅病死等収容作業に従事した職員	行旅病死等収容作業	0千円	1件につき 1,500円～2,000円
火葬業務従事手当	火葬業務に従事した職員	火葬業務	0千円	1死体につき 5,000円
清掃業務従事手当	清掃業務に従事した職員	清掃業務	1,587千円	1日につき 400円～1,250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度普通会計決算）	15,542千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	175千円
支給実績（平成24年度普通会計決算）	13,030千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	152千円

(6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なしの場合5,000円加算) (被扶養者が特定期間の場合5,000円加算)	同	12,820千円	224,912円
住居手当	借家で家賃に応じ最高27,000円	同	4,796千円	252,416円
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額 交通用具利用者 2km～4km 2,100円 4km～6km 3,200円 6km～8km 4,300円 8km～10km 5,300円 10km～12km 6,400円 12km～14km 7,500円 14km～16km 8,500円 16km～ 9,600円	異	5,015千円	67,776円
管理職手当	課長 34,000円 課長補佐 20,000円 副主幹 15,000円	—	10,748千円	290,486円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円 医師21,000円	一部異	3,205千円	48,565円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	724,000円 (765,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 854,000円 / 215,100円	
	副町長	571,000円 (573,000円)	710,000円 / 288,000円	
報酬	議長	316,000円	420,000円 /	226,500円
	副議長	269,000円	360,000円 /	180,000円
	議員	245,000円	345,000円 /	157,000円
期末手当	町長	(平成25年度支給割合)		
	副町長	6月期 1.40月分 12月期 1.50月分 計 2.90月分		
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.365	(1期の手当額) 13,402,800円	(支給時期) 任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×0.220	6,050,880円	任期ごと

(注) 1 給料の()内の金額は、減額措置前の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 水道企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	<参考> 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 25年度	千円 326,187	千円 103,246	千円 39,788	% 12.2	% 13.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成 25年度	人 7	千円 19,163	千円 3,964	千円 6,373	千円 29,500	千円 4,214	千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
土 庄 町	33.0歳	248,871円	361,611円
団 体 平 均	45.2歳	353,532円	520,694円

- (注) 平均月収額には、期末手当、勤勉手当等を含む。

(3) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当 一般行政職の制度と同じ

②退職手当 一般行政職の制度と同じ

③地域手当 制度なし

④時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	1,571千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度）	314千円
支給実績（平成24年度決算）	1,914千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度）	383千円

⑤その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	一般行政職の制度と 異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	同	234千円	117,000円
住居手当	同	294千円	294,000円
通勤手当	同	96千円	32,000円
管理職手当	同	588千円	294,000円
宿日直手当	日直勤務一回4,200円 自宅待機一回2,800円	1,415千円	117,917円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第6項）。

1 勤務時間（平成25年4月1日現在）

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	60分（12時00分～13時00分）
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

（注）休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（平成25年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる 必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180日		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭	証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する5日以内	有給
	生理休暇	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲内の期間	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員の交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	1日1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
	産前休暇	6週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
	妻の出産	職員の妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間	有給
	子の看護休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
	親族の死亡	職員の親族の死亡に伴う行事等のため	親族に応じ1日～7日	有給
	父母の追悼	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しない場合	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	夏季における諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため	一の年の7月から9月までの期間内において3日の範囲内	有給	

休暇の種類	事由	期間	給料	
現住居の滅失・破損	災害等により職員の現住居が滅失又は破損したとき	7日の範囲内	有給	
	災害等による出勤困難	災害等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	通勤途上の危険回避	災害時の通勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇	配偶者、父母等の者で負傷、疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給	
組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	一の年において20日以内	無給	

(2) 育児休業制度（平成25年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、③そのほかその職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができます（同法第29条）。

1 分限処分の状況（平成25年度）

内容	人数	事案の概要
降給	0人	
降任	0人	
休職	1人	心身の故障のため長期の休養を要した。
免職	0人	

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成25年度）

内容	人数	事案の概要
戒告	0人	
減給	1人	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった。
停職	0人	
免職	0人	

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等従事制限（同法第38条）などさまざまな制約があります。

営利企業等従事許可の状況（平成25年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	1 件

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第40条第1項）。

職員の研修（平成25年度）

区 分		派遣先等	対象者	修了者数
一般 研修	課長級研修	香川県自治会館	課長	2 人
	係長級（主査等）研修	香川県自治会館	係長	4 人
	一般職員研修	香川県自治会館	主任主事	2 人
	3 年目職員研修	香川県自治会館	主事・技師	5 人
	初任者研修	香川県自治会館	初任者	10 人
能力 開発 研修	行政不服審査法・行政事件訴訟法講座	香川県自治会館	希望者	1 人
	接遇対応マナー講座	香川県自治会館	希望者	1 人
	プロの仕事術講座	香川県自治会館	希望者	1 人
	法学入門講座	香川県自治会館	希望者	1 人
	事務ミス防止（担当者向け）講座	香川県自治会館	希望者	1 人
	地域医療の再生	全国市町村国際文化研修所	希望者	1 人
	新時代の地方公営企業の経営	全国市町村国際文化研修所	希望者	2 人
	市町村議会事務局職員研修	全国市町村国際文化研修所	希望者	1 人
ビジネスマナー研修	小豆郡雇用対策協議会	初任者	6 人	
専門 研修	人事管理基礎研修	香川県自治会館	希望者	1 人
派遣 研修	市町職員実務研修	香川県	希望者	2 人
	瀬戸・高松広域定住自立圏交流研修	高松市役所	主任主事以上	6 人
自主 研修	人権・同和教育研修	土庄町	希望者	35 人
	議場入場職員研修	土庄町	副主幹	4 人

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合又は公立学校共済組合が制度を運用、実施しています。

このほか、職員は（財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（平成25年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎職員健康診断 平成25年度決算額 1,993千円 ○定期健康診断 平成25年度受診者数 165人 ○人間ドック 平成25年度受診者数 77人
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付事業 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保健給付 療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ○休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金など ◎長期給付事業 老後の生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金 組合員期間が1か月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例有） ○障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に対し支給 ◎福祉事業 保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業 人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ○宿泊事業 共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業 普通貯金の受入れ ○貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高齢医療貸付など
香川縣市町村職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> ◎会員掛金 1,000円/月 ◎町負担金 1人当たり1,000円/月 ◎公費負担率 50% ◎負担金事業 <ul style="list-style-type: none"> ○人間ドック等助成金、インフルエンザ予防接種助成など ◎掛金事業 <ul style="list-style-type: none"> ○入学祝金、死亡一時金など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成 25 年度）

公務災害	通勤災害	計
4 件	0 件	4 件

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、町から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

〔 なお、土庄町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。 〕

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし